大阪大学医学部医学科学生用計算機利用規則

2020年8月21日 学生用計算機管理委員会

最先端医療イノベーションセンター棟2階全学年自習室に設置する学生用計算機(計算サーバ)、およびこれに付随する機器・設備およびシステム(以下、これらをまとめて「本計算機」という)について、利用者は以下の事項を遵守するものとする。

- 1. 利用者は、本学医学部医学科学生に限る。利用にはPython会(医学部情報医科学研究会)が組織する学生用計算機管理委員会(以下、管理委員会)の許可と、それに伴い管理委員会が発行する本計算機アカウントを要する。利用を希望する者は、氏名・学籍番号・全学IT認証基盤個人ID・卒業予定年および本規則を遵守する旨の誓約を添えて、管理委員会に願い出る。事後に卒業予定年の変更が生じ、または退学する場合は、管理委員会に届け出る。
- 2. 利用者は、本計算機を自分自身の学習または研究のために利用する。
- 3. 利用者は、本計算機の利用において、法令と社会規範および、医療関係者・学術研究者・情報技術者として求められる倫理規範を遵守する。
- 4. 利用者は、自身に発行された本計算機アカウントのパスワード、およびログイン可能なSSH 秘密鍵が自身以外の者に知られ、利用され、または突破されることがないよう、適切な設定と管理を行う。自身以外の者へのアカウント貸与や、外部へのポート開放など本計算機を想定外のセキュリティリスクに晒す行為は、絶対に行わない。
- 5. 利用者は、本計算機上の必要なデータについて自らの責任でバックアップを行う。システムトラブル等によるデータ喪失があった場合も自己責任で対応する。
- 6. 利用者は、本計算機に保存するデータ内容に全責任を負う。特に、非公開の個人データ、利用者自身やその他の者のプライバシー等に関わるデータ、組織等の機密情報、公序良俗に反するデータ、機密情報に関わるパスワードやSSH秘密鍵その他、流出による被害等が懸念される秘密データは保存しない。
- 7. 利用者は、本計算機が共用のものであることをふまえて、リソースを有効に活用し、浪費の抑制に努め、また他の利用者に配慮する。例えば不要な大容量データの保存、メモリを確保したプロセスを長時間アイドル状態にすること、有効利用でも単独で本計算機のリソースを枯渇させること、等は極力回避する。そのため、使用済みデータの削除、一部ソフトウェア(例: Jupyter Notebook)の使用自粛、利用者間の調整等に努める。
- 8. 利用者は、本計算機に異常(ハードウェア、ソフトウェア、自身または他人のアカウント、ネットワーク、周辺機器・システム等に関するもの、及びそれらに異常が疑われる場合を含む)が発生したときまたはそれを発見したときは、すみやかに管理委員会に連絡する。
- 9. 利用者は、所定の方法による管理委員会からの連絡を常に確認し、問い合わせには遅滞なく 回答する。
- 10. 利用者は、前項までのほか本計算機の管理運用に関する事柄について、管理委員会への協力に努める。
- 11. 利用者は、本計算機の利用が小さくない寄与をした研究成果等の発表にあたっては、発表媒体等に合わせた適切な方法で、その事実を謝辞等として表示するよう努める。

以上のいずれかに違反し、または怠った場合に生じた結果については、自身のアカウントを用いて他人に操作されたものや管理委員会に瑕疵があった場合等も含め、利用者が全責任を負う。この際、管理委員会は当該利用者の利用許可取消を含めた必要な措置をとることがある。本規則を変更する必要が生じた場合は、管理委員会より所定の連絡方法で全利用者に通知する。 (以上)